

表題部 (主である建物の表示)	調製	平成10年10月7日	不動産番号	2701000507683
所在図番号	余白			
所在	東伯郡東伯町大字八橋字大上戸 386番地1			余白
	東伯郡琴浦町大字八橋字大上戸 386番地1			平成16年9月1日行政区画変更 平成16年9月15日登記
家屋番号	386番1の2			余白
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	52.24		昭和53年3月15日新築
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月7日
表題部 (附属建物の表示)				
符号	①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	物置	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	3.11	余白

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成6年3月1日 第915号	原因 平成4年3月21日売買 所有者 鳥取県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月7日

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(鳥取地方法務局倉吉支局管轄)

令和元年9月6日

鳥取地方法務局

登記官

山内立春



表題部 (主である建物の表示)	調製	平成10年10月7日	不動産番号	2701000507682
所在	東伯郡東伯町大字八橋字大上戸 386番地1、386番地2			余白
所在	東伯郡琴浦町大字八橋字大上戸 386番地1、386番地2			平成16年9月1日行政区画変更 平成16年9月15日登記
家屋番号	386番1の1			余白
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕
共同住宅	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	99.52		昭和46年2月1日新築
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月7日

表題部 (附属建物の表示)				
符号	①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	居宅	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	49.92	余白
2	物置	木造スレート葺平家建	3.80	余白
3	物置	木造スレート葺平家建	3.80	余白
4	物置	木造スレート葺平家建	3.80	余白

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成8年11月27日 第17877号	原因 平成8年3月29日売買 所有者 鳥取県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月7日

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(鳥取地方法務局倉吉支局管轄)

令和元年9月6日

鳥取地方法務局

登記官

山内立春



表題部 (主である建物の表示)		調製	平成10年10月7日	不動産番号	2701000507684
所在図番号	余白				
所在	東伯郡東伯町大字八橋字大上戸 386番地2			余白	
	東伯郡琴浦町大字八橋字大上戸 386番地2			平成16年9月1日行政区画変更 平成16年9月15日登記	
家屋番号	386番2			余白	
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
共同住宅	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	104.47		昭和47年11月30日新築	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月7日	
表題部 (附属建物の表示)					
符号	①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕
1	物置	コンクリートブロック造スレート葺平家建	3.53		余白
2	物置	コンクリートブロック造スレート葺平家建	3.53		余白

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成8年11月27日 第17876号	原因 平成8年3月29日売買 所有者 鳥取県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月7日

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(鳥取地方法務局倉吉支局管轄)

令和元年9月6日

鳥取地方法務局

登記官

山内立春

